

## 土木工事共通仕様書新旧対照表

編	章	節	条	編章節条 (項目見出し)	現行条文 (平成29年10月版)	編章節条 (項目見出し)	新条文 (平成30年4月版)	備考																																																	
■ 共通編																																																									
1	1	1	5	施工計画書 1. 一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 <u>ただし、工事請負代金額が1000万円未満の工事についての記載は表1-1-1のとおりとする。</u> <u>(1) 工事概要</u> <u>(2) 計画工程表</u> <u>(3) 現場組織表</u> <u>(4) 指定機械 (省略可)</u> <u>(5) 主要船舶・機械</u> <u>(6) 主要資材</u> <u>(7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)</u> <u>(8) 施工管理計画</u> <u>(9) 安全管理</u> <u>(10) 緊急時の体制及び対応</u> <u>(11) 交通管理</u> <u>(12) 環境対策</u> <u>(13) 現場作業環境の整備</u> <u>(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</u> <u>(15) その他</u>	施工計画書 1. 一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 <u>(1) 計画工程表</u> <u>(2) 主要資材</u> <u>(3) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)</u> <u>(4) 施工管理計画</u> <u>(5) 安全管理</u> <u>(6) 緊急時の体制及び対応</u> <u>(7) 交通管理</u> <u>(8) 環境対策</u> <u>(9) 現場作業環境の整備</u> <u>(10) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</u> <u>(11) その他</u>	工事書類の簡素化による																																																	
			表1-1-1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">表1-1-1</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 15%;">省略について</th> <th style="width: 55%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 工事概要</td><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>(2) 計画工程表</td><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>(3) 現場組織表</td><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>(4) 指定機械</td><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>(5) 主要船舶・機械</td><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>(6) 主要資材</td><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>(7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)</td><td>条件付省略</td><td>監督員と協議し、必要に応じて作成</td></tr> <tr><td>(8) 施工管理計画</td><td>必須</td><td>出来形管理基準、品質管理基準、段階確認及び検査員検査、下請検査及び社内検査について記載</td></tr> <tr><td>(9) 安全管理</td><td>必須</td><td></td></tr> <tr><td>(10) 緊急時の体制及び対応</td><td>必須</td><td></td></tr> <tr><td>(11) 交通管理</td><td>条件付省略</td><td>現道上の工事等、交通影響のある場合は省略不可</td></tr> <tr><td>(12) 環境対策</td><td>条件付省略</td><td>周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事や第三者に対する影響のある工事は省略不可</td></tr> <tr><td>(13) 現場作業環境の整備</td><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</td><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>(15) その他</td><td>条件付省略</td><td>必要に応じて作成(休日または夜間の作業計画等)</td></tr> </tbody> </table>	表1-1-1			項目	省略について	摘要	(1) 工事概要	省略		(2) 計画工程表	省略		(3) 現場組織表	省略		(4) 指定機械	省略		(5) 主要船舶・機械	省略		(6) 主要資材	省略		(7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)	条件付省略	監督員と協議し、必要に応じて作成	(8) 施工管理計画	必須	出来形管理基準、品質管理基準、段階確認及び検査員検査、下請検査及び社内検査について記載	(9) 安全管理	必須		(10) 緊急時の体制及び対応	必須		(11) 交通管理	条件付省略	現道上の工事等、交通影響のある場合は省略不可	(12) 環境対策	条件付省略	周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事や第三者に対する影響のある工事は省略不可	(13) 現場作業環境の整備	省略		(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	省略		(15) その他	条件付省略	必要に応じて作成(休日または夜間の作業計画等)	削除  <u>(以降、表番号変更)</u>	工事書類の簡素化による
表1-1-1																																																									
項目	省略について	摘要																																																							
(1) 工事概要	省略																																																								
(2) 計画工程表	省略																																																								
(3) 現場組織表	省略																																																								
(4) 指定機械	省略																																																								
(5) 主要船舶・機械	省略																																																								
(6) 主要資材	省略																																																								
(7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)	条件付省略	監督員と協議し、必要に応じて作成																																																							
(8) 施工管理計画	必須	出来形管理基準、品質管理基準、段階確認及び検査員検査、下請検査及び社内検査について記載																																																							
(9) 安全管理	必須																																																								
(10) 緊急時の体制及び対応	必須																																																								
(11) 交通管理	条件付省略	現道上の工事等、交通影響のある場合は省略不可																																																							
(12) 環境対策	条件付省略	周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事や第三者に対する影響のある工事は省略不可																																																							
(13) 現場作業環境の整備	省略																																																								
(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	省略																																																								
(15) その他	条件付省略	必要に応じて作成(休日または夜間の作業計画等)																																																							

## 土木工事共通仕様書新旧対照表

編	章	節	条	編章節条 (項目見出し)	現行条文 (平成29年10月版)	編章節条 (項目見出し)	新条文 (平成30年4月版)	備考
1	1	1	20	工事材料の品質	<p>1. 中等の品質 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものと、これと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>2. 材料品質証明資料の提出 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を整備し、遅滞なく提出しなければならない。</p>		<p>削除</p> <p>(以降、条番号変更)</p>	第2編第1章第2節と内容が重複するため
1	1	1	34	6. 排出ガス対策型建設機械	<p>排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出することにより、施工計画書(富山県土木部土木工事共通仕様書 施工計画書 指定機械)の中で、(1)機種、(2)メーカー名、(3)型式、(4)台数等の記載は省略することができる。</p> <p>なお、排出ガス対策型建設機械をやむを得ず使用できない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種についてはこの限りでない。</p>	6. 排出ガス対策型建設機械	削除	工事書類の簡素化による
■材料編								
2	1	2		工事材料の品質 2. 確認指定材料	<p>受注者は、設計図書において確認を受けることとしている工事材料について、その外観及び品質規格証明書等を照合して確かめた資料を事前に監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。</p>		削除	5. 見本・品質証明資料と内容が重複するため
2	2	7	1	セメントコンクリート製品 一般事項 3. アルカリ骨材反応抑制対策	<p>受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について(通知)」(土木部長・農林水産部長通達、平成15年7月8日付け企用第431号)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。</p>	セメントコンクリート製品 一般事項 3. アルカリ骨材反応抑制対策	<p>受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について(通知)」(土木部長・農林水産部長通達、平成15年7月8日付け企用第431号)を遵守し、次の3つの対策の中のいずれか1つのアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</p>	工事書類の簡素化による
■土木工事共通編								
3	1	6	3	アスファルト舗装の材料 2. 事前審査認定書	<p>受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(許可証、混合物総括表)の写しを監督員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。なお、上記以外の場合においては以下による。</p>	アスファルト舗装の材料 2. 事前審査認定書	<p>受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(許可証、混合物総括表)の写しを整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。なお、上記以外の場合においては以下による。</p>	工事書類の簡素化による

## 土木工事共通仕様書新旧対照表

編	章	節	条	編章節条 (項目見出し)	現行条文 (平成29年10月版)	編章節条 (項目見出し)	新条文 (平成30年4月版)	備考
3	1	12	2	工場製作工(共通)材料 1. 材料確認	<p>受注者は、鋼材の材料については、立会による材料確認を行わなければならない。</p> <p>なお、検査については代表的な鋼板の現物照会とし、それ以外はミルシート等帳票による員数照合、数値確認とし下記によるものとする。</p> <p>(1) 代表的な鋼板を下記の規格グループ毎に原則1枚(ロットによっては最高2枚まで)を現物立会による目視及びリングマーク照会のうち、機械試験立会のみを実施することとし、全ての寸法その他の数値についてはミルシート等による確認とする。</p> <p>(規格グループ)</p> <p>第一グループ：SS400、SM400A、SM400B、SM400C (以上4規格)</p> <p>第二グループ：SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、SM490YB、SM520B、SM520C (以上7規格)</p> <p>第三グループ：SM570Q (以上1規格)</p> <p>(2) 代表的な鋼板以外は、ミルシート等による員数照合、数値確認とする。</p> <p>(3) 立会による材料確認結果を監督員に提出するものとする。</p>	工場製作工(共通)材料 1. 材料確認	<p>受注者は、鋼材にJISマーク表示のないもの(JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む)について以下のとおり確認しなければならない。</p> <p>(1) 鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。</p> <p>なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限定する。</p> <p>(2) 鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。</p> <p>なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督員と協議するものとする。</p> <p>(3) 上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。</p>	国土交通省に準拠する
						2. ミルシートの提出	受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に提出するものとする。	国土交通省に準拠する
■河川編								
5	1	7	2	法覆護岸工 材料 1 遮水シート (2) 遮水シートBは、以下の仕様による。	④止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督員に提出する。	法覆護岸工 材料 1 遮水シート (2) 遮水シートBは、以下の仕様による。	④止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示する。	工事書類の簡素化による
				(3) 品質管理				
5	4	9	2	鋼管理橋上部工材料 4. 試験結果の提出	受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を、工事に使用する前に監督員へ提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督員の承諾を得て、試験結果の提出を省略することができる。	鋼管理橋上部工材料 4. 試験結果の提出	受注者は、設計図書で提出を定められている場合、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督員へ提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督員の承諾を得て、試験結果の提出を省略することができる。	3-1-6-3 アスファルト舗装の材料の記述にあわせる
				5. 品質証明資料の提出	受注者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質を証明する資料を工事に使用する前に監督員に提出し、設計図書に関して承諾を得なければならない。	5. 品質証明資料の提出	受注者は、設計図書で提出を定められている場合、舗装工で使用する以下の材料の品質を証明する資料を工事に使用する前に監督員に提出し、設計図書に関して承諾を得なければならない。	3-1-6-3 アスファルト舗装の材料の記述にあわせる
				(1) 基層及び表層に使用する骨材			(1) 基層及び表層に使用する骨材	
				(1) 基層及び表層に使用するアスファルト			(1) 基層及び表層に使用するアスファルト	
				(2) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料			(2) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料	
				なお、品質の証明を監督員に承諾された瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。			なお、品質の証明を監督員に承諾された瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。	